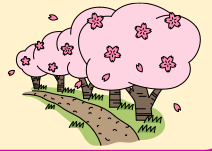




ほほえみ



こどもの権利について考えてみませんか？

こどもの権利とは、すべてのこどもが大人と同じように一人の人間として尊重され、健やかに成長・発達するために保障される基本的な人権です。わが国も批准*している「こどもの権利条約」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに大別されます。これらは、こどもが生まれながらに持つものでどの子にも保障されるべきものです。 ※条約に対して、国が行う最終的な確認や同意のこと

4つの基本原則（こどもの権利条約より）

- 差別の禁止：人種、性別、障がい等で差別されないこと。
- こどもの最善の利益：こどもに関わるすべての事柄で、こどものためになることが優先されること。
- 生命、生存及び発達の権利：命を守られ、心身ともに健やかに成長できること（医療、教育、安全など）。
- こどもの意見の尊重：こどもが自分の意見や気持ちを表明し、それが尊重されること（年齢や発達段階に応じて）。

例えば、低学年のお子さんは学校に着ていく服をどうしていますか？

親御さんがすべて準備されているということはありませんか？

幼くても自分の意見や気持ちを大切にしたいものです。自分で服を選ぶことは、自己表現、自立心、自己肯定感を育む絶好の機会でもあります。時間はかかるかもしれませんが、お子さんの意見を尊重する毎日の小さな積み重ねが、主体性や個性を育み、自己肯定感が高める一助になるのではないのでしょうか。



人権 Topic

刑を終えて出所した人々

令和7（2025）年6月に「懲役刑と禁錮刑」が拘禁刑に一本化されました。1907年の刑法制定以来、約120年ぶりの大転換となりました。この変更は、従来の「懲らしめ」から「再犯防止・更生支援」へと刑罰の重点を移したものです。

一方、刑を終えて出所した人々は、根強い偏見や差別により、就職や住居の確保が困難で厳しい社会復帰の現実に直面しています。

「人は一人でも反省することができるが、一人で立ち直る（更生する）ことはできない」と言われます。

再犯防止のためには、本人の更生意欲はもちろん、彼らを孤立させることなく見守り支える地域社会のあたたかい心が求められています。



北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970年代～80年代にかけて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）によって日本人が拉致された問題です。

被害者である横田めぐみさん（失踪当時13歳）の母、横田早紀江さん（90歳）は、娘と引き裂かれて48年になります。そして、被害者の親世代は、今では早紀江さん一人となりました。早紀江さんは「北朝鮮は『忘れれば何も言わなくなる』」と思っている。こんな無礼なことをされても日本が助けに行かないのは不思議でしょうがない。（日朝首脳会談が行われるのなら）私も行き、顔を見て思いを伝えたい」と力強く述べられました。

拉致問題の解決のために私たち一人一人ができることは限られていますが、大切なのは「風化させないこと」「関心を持ち続けること」ではないのでしょうか。

拉致被害者の一日も早い帰国を心から願ってやみません。

※横田滋（故人）・早紀江夫妻には、市人権講演会にて「連れ去られた子どもと私たちの人権」でお話をいただきました。



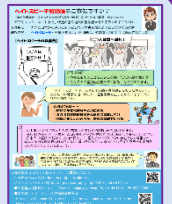
平成23年8月17日(水)

ヘイトスピーチとは？

ヘイトスピーチとは、特定の国や地域の出身者やその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの、一方的な言動を指します。

ヘイトスピーチについてのチラシを小山市では作成しましたので、ご覧ください。

下のURLをクリックするか右のQRコードを読み取るとご覧になります。



https://www.city.oyama.tochigi.jp/jgcms/admin85367/data/doc/1768376577_doc_329_0.pdf